令和８年（フ）第３９８号
新潟市秋葉区新金沢町31番24―21号
債務者　渡辺　洋志
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３７号
新潟市秋葉区美幸町２丁目２番１号
債務者　山口　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５０９号
新潟市東区逢谷内６丁目２番４号
債務者　新保　春雄
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２００号
長野市伊勢宮２丁目26番20号　ツカダアパート２Ｆ中
債務者　横田　義久
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０３号
長野市松岡１丁目25番12号
債務者　髙畑　重雄
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１１号
長野県飯山市大字瑞穂4947番地
債務者　金井　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１３号
長野県上田市緑が丘１丁目１番14号
債務者　今井　淑子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１１６号
長野県上田市生田850番地27
債務者　矢島　光男
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第５６号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富1032番地43
北湯舟県住424号
債務者　西村　一彦
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第５６９号
静岡県榛原郡吉田町川尻2090番地の１
債務者　トモン　エスピノサ　ブライアン　リュウキ（ＴＯＭＯＮ　ＥＳＰＩＮＯＺＡ　ＢＲＩＡＮ　ＲＩＵＫＩ）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６０１号
静岡市葵区坂ノ上624番地の11、旧住所神奈川県横須賀市長坂３丁目４番12号
債務者　大野　翼
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４９号
静岡県掛川市掛川891番地の２
債務者　柴崎初寿美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第５３号
静岡県菊川市堂山新田695番地の１
債務者　スズキ　タカハシ　クリスチアネ（ＳＵＺＵＫＩ　ＴＡＫＡＨＡＳＨＩ　ＣＲＩＳＴＩＡＮＥ）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第１８２号
滋賀県近江八幡市安土町中屋162番地、前住所滋賀県彦根市戸賀町１番地
債務者　マーレークリーニングこと山本薫
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第５１９号
兵庫県神崎郡神河町福本651番地
債務者　古賀　　聡
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５３３号
兵庫県姫路市北条梅原町18番地２　ぬくもりの家、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区上野田６丁目12番地　ミモザ104
債務者　堀　　育代
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５３６号
兵庫県神崎郡市川町甘地812番地の14
債務者　後藤　勝利
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部